

況が一举に打開できるとする一種の楽観論である。そして、これら両極の間に、たとえば現場教師の間にはためらいと警戒の気持ちがあつたり、当の子どもたちの中にも「条約に規定する権利が認められれば、生徒はみんな不良になつて、学校はめちゃくちゃになる」といった感想がある。

「拒否反応」については、その頑迷固陋な「子ども」観、「教育」観を適切に批判していく必要がある。「礼賛論」については、条約が批准されても、その後

運動会

那須 高明

〔表紙のことば〕

上級生にとって、この日ほど下級生をいとおしく思ふことはないし、下級生にとって上級生のたくましい脚、ゆれ動くような豊かな太腿がまぶしく見えることもない。敗者にとってライバルが誰なのかこれほど鮮明に思い知られるのもこの日だ。

私自身の記憶の奥に、一人三脚で私がドジなばかりにみじめなレースになってしまったなきなさが沈殿している。運動神経がない、リズム感がない、背が低い、いくら頑張っても友達に迷惑をかける。私と同じようにこんな思いをするにちがいない子どもが今も運動会で頑張っているんだろうなあ、などと考えながら表紙の絵を描いた。

(なす こうめい=長岡大手高校)

における条約の完全実施を求める国民的監視の運動と、それを受けた政府による適切な施策の実施がなければ、あたかもこれまで憲法の人権規定が踏みにじられてきたのと同様の結果に至るであろうことを指摘すべきだろ。

条約一二条の「意見表明権」をはじめとする「市民的自由」を「子ども自身が行使すること」に対することは、かなり一般的に躊躇、危惧の念がある。これについては、たとえば一二条が「自己の見解をまとめる力のあ